

# 令和2年度 高等学校等奨学生募集について

5月11日現在

## (1) 主要な奨学制度（貸与～借りた資金を返す必要がある資金）

制度名	金額等	大まかな条件
<b>高等学校等奨学資金 【無利子】</b> <b>（島根県育英会）</b> 申請期間：第1募集5月7日～5月29日 第2募集6月8日～7月3日 学校を通しての申し込みとなります。	奨学金（月額） 私立高校 自宅通学者 33,000円 自宅外通学者 38,000円	学びたいけれど、経済的な理由で高校での学習が難しい島根県出身の生徒。 急に経済的に苦しくなった場合にも申し込みめます。 ※他の奨学金と併せての利用はできません。
	入学支度金（入学時に必要な資金を貸す制度 入学時1回のみ） 私立学校への入学者 23,100円	
<b>松江市ふるさと奨学金 【無利子】</b> 申請期間：4月1日～5月29日 学校を通しての申込みとなります。	奨学金（月額） 私立高校 23,000円	将来、松江市への居住を希望している方 また、学校長が推薦する者。 卒業後、松江市に居住すれば、返還を半額免除されます。 ※他の奨学金と併せて利用はできます。
<b>生活福祉資金教育支援金 【無利子】</b> <b>（島根県社会福祉協議会）</b> 各自でいつでも申し込みめます。 （お住まいの市町村社会福祉協議会の窓口にお尋ねください。）	修学費（月額） 私立高校 35,000円以内	島根県内に住んでいて、島根県育英会など他の奨学金・就学資金を借りることが難しいと認められる家族。 低所得世帯の貸付です。 ※他の支援金と重複する範囲については一部利用できません。
	就学支度費（入学時に必要な資金を貸す制度 入学時1回のみ） 500,000円以内	
<b>母子・父子・寡婦福祉資金 【無利子】</b> <b>（県健康福祉部青少年家庭課ひとり親支援グループ）</b> 母子・父子家庭などの方が各自でいつでも申し込みめます。松江市にお住まいの方は松江市役所子育て支援課（☎0852-55-5312）、松江市外にお住まいの方は、島根県ひとり親支援グループ（☎0852-22-6688）にお尋ね下さい。	修学資金（月額） 私立高校 自宅通学者 45,000円 自宅外通学者 52,500円	母子・父子家庭、父母のいない家庭。 ※他の資金と重複する範囲については一部利用できません。
	就学支度金（入学時に必要な資金を貸す制度 入学時1回のみ） 私立高校 自宅通学者 410,000円 自宅外通学者 420,000円	
<b>交通遺児育英会奨学金 【無利子】</b> <b>（財団法人交通遺児育英会）</b> 申請期間：令和3年1月31日まで 各自での申込みとなります。 ☎0120-52-1286	奨学金（月額） 私立高校 2万円、3万円、4万円から選択	保護者の方が道路上の交通事故で死亡、または著しい後遺障害により働けず、経済的に困っている家庭。 学力の基準はありません。 保護者の収入基準があります。 ※他の奨学金と重複する範囲については一部利用できません。
	入学一時金（1年に限り入学時1回のみ） 私立高校 20万円、40万円、60万円から選択	
<b>あしなが育英会奨学金 【無利子+給付型】</b> <b>（あしなが育英会）</b> 申請期間：1次5月20日、2次9月30日、3次12月15日まで 各自での申込みとなります。	奨学金（月額） 私立高校 50,000円 （うち貸与30,000円、給付20,000円）	保護者が病気や災害（交通事故を除く）または自死などで亡くなった場合や、著しい後遺障害のために働けず、経済的に困っている方。 学力の基準はありません。 書類選考のみです。 ※他の奨学金と併せて利用はできます。

## (2) 主要な奨学金（給付～返すことを求められないもの）

就学資金名	給付額	大まかな条件
<b>島根県教育公務員弘済会給付奨学金</b> <b>（島根県教育公務員弘済会）</b> 申請期間：5月1日～6月12日（校内メ切） 学校を通しての申し込みとなります。 学校が再開になりましたら、募集します。	一年間に 15万円	学びたいけれど、経済的な理由で高校での学習が難しい生徒で、校長の推薦を受けた者。（原則、各高等学校1名以内） ※他の奨学金と併せて利用はできます。
<b>松江市ひとり親家庭等高校通学費助成</b> 申請期間：令和2年4月1日～3年3月15日まで 各自での申込みとなります。 松江市役所子育て支援課 ☎0120-77-8565	交通機関利用 ・バス、電車他 定期券購入額の2分の1/月 ・自転車 1,250円/月	① 母子家庭の母又は父子家庭の父、もしくは父母に代わって児童を養育している方で、かつ松江市に住所を有する方。 ② 年齢が18歳になる年度末までの間の児童を養育しており、その児童が高等学校に通学している方。 ③ 前年の所得が、児童手当法に規定する支給の制限額を超えていない方 ④ 他の通学費にかかる助成制度を受けていない方

※必ず学校を通しての申込みをしていただく奨学金は、島根県育英会、松江市ふるさと奨学金、島根県公務員弘済会給付奨学金です。

不明な点等ありましたら 奨学金担当 原までお問い合わせください（☎ 0852-21-2925）